

三原市泉北土地改良区の設立認可申請については、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第八条第一項の規定によつて、適当と決定したので、この決定に係る土地改良事業計画書及び定款の写しを次により縦覧に供する。

なお、この決定に対して異議がある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に、広島県知事に申し出ることができる。

また、同法第九条第二項の規定による決定に不服がある者は、広島県を被告として、決定があつたことを知つた日の翌日から起算して六か月以内に、異議の申出に対する決定の取消しを求める訴えを提起することができる。

平成二十一年二月九日

広島県知事 藤 田 雄 山

一 縦覧期間

平成二十一年二月九日から平成二十一年三月二日まで

二 縦覧場所

三原市役所